



お願い

当工事所の下請負人になったみなさまへ



株式会社 森建設

下請負人になったみなさまへ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の7第1項の規定により、**施工体制台帳を作成しなければならない** こととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事をほかの建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含む）に請け負わせたときは、遅滞なく、

建設業法施工規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する

再下請負通知書を提出してください。

また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、

変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

